

監査公表第28号(令和7年11月21日、県公報第648号登載)
県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果（令和7年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年5月13日～令和7年9月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和7年6月10日～6月13日
久留米県土整備事務所	令和7年6月17日～6月20日、9月16日
南筑後県土整備事務所	令和7年5月13日～5月16日、9月18日
直方県土整備事務所	令和7年6月3日～6月5日
京築県土整備事務所	令和7年5月20日～5月22日、9月17日
朝倉県土整備事務所	令和7年5月27日～5月29日
八女県土整備事務所	令和7年5月13日～5月15日
北九州県土整備事務所	令和7年5月20日～5月23日、9月19日
田川県土整備事務所	令和7年6月10日～6月12日、9月22日
飯塚県土整備事務所	令和7年5月27日～5月29日
那珂県土整備事務所	令和7年6月17日～6月19日
苅田港務所	令和7年6月3日～6月4日
流域下水道事務所	令和7年6月18日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
北九州県土整備事務所	工事	1	用地整備工事において、新たな給水装置の設置に伴い、市に支払う納付金等を設計書に計上する際、諸経費の対象外費用として積算すべきところ、対象としたため、積算過大となっていた。
田川県土整備事務所	補償	1	歩道設置事業に伴い、支障となる建物に収容されていた動産の移転補償において、取扱いが困難な動産の移転料を算定する際、専門業者からの見積りを徴し、実態価格に基づき補償すべきところ、これを行わず、動産を収納するための物品購入費を補償していた。
計			2件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
県土整備部	支出	3	道路維持管理用品の購入について、原材料費（15 節）で支出すべきところ、その他需用費（10-3 節）で支出していた。
		1	電気設備等の修繕について、その他需用費（10-3 節）で支出すべきところ、委託料（12 節）で支出していた。
	用地	1	用地測量業務委託について、設計書に計上する測量面積及び距離の端数処理は、四捨五入すべきところ、切り捨てて計上していた。また、小数点以下第 2 位まで計上すべきところ、小数点以下第 1 位までしか計上していなかった。これらの誤りにより、積算過小となっていた。
計		5 件	